

様式第4の口 (第4条、第5条関係)

屋内貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		1 実験用薬品の保管									
2 建築物の構造	階数	1		建築面積	100 m <sup>2</sup>		延べ面積	100 m <sup>2</sup>			
	壁	延焼のおそれのある外壁	ブロック造 (耐火構造)		柱	鉄骨造 (不燃材料)		床	コンクリート造 (耐火構造)		
		その他の壁	ブロック造 (耐火構造)		はり	鉄骨造 (不燃材料)		屋根又は上階の床	ストレート造 (耐火構造)		
	窓	なし		出入口	鉄製 (防火設備)	階段	なし		軒高	6 m	
3 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造		階数			建築面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>		
		建築物の構造概要									
架台の構造		4 鉄骨製 (縦 900mm , 横 2,400 , 高さ 1,800mm , 3段) × 6基									
採光、照明設備		5 白熱電灯 6灯									
換気、排出の設備		6 ベンチレーター2基									
電気設備		7 点滅器を屋外に設置し、内配線は金属管工事とする。									
避雷設備		8 JIS-A 4201 : 2003による メッシュ法 (避雷導体)									
通風、冷房装置等の設備		9 なし									
消火設備		10 第5種消火設備 (〇〇消火器 50 kg) × 4個									
警報設備		11 自動火災報知設備									
工事請負者住所氏名		12 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇設備〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇									

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

## [構造明細記入要領]

各欄の該当しない部分は、「/」、「—」、「なし」等を記入し、該当する部分がないことを明確にする。

- 1 事業の概要は、貯蔵所が設置されている事業所の事業内容、貯蔵目的等を記入する。

(例) エンジンオイルの卸売販売を行う。

自動車整備業 (エンジンオイル, 塗料等の保管)

大学 (研究用薬品の保管)

- 2 建築物の構造は、貯蔵所 (建築物の一部に貯蔵所を設ける場合は、貯蔵所に係る部分) の面積等を記入する。

建築面積、延べ面積は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記載する。

- 3 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造は、製造所等が設置される建築物全体の構造等を記入する。

- 4 架台の構造は、貯蔵所内に設置する架台の材質、寸法 (縦、横、高さ)、段数及び設置数を記入する。

なお、機械式ラック等の場合は、その旨を記入する。

- 5 採光、照明の設備は、貯蔵所に設置する採光及び照明の種類、設置個数を記入する。

- 6 換気、排出の設備は、換気、排出の設備に分け、種別 (自然、強制、自動強制)、設備種類、設置台数等を記入する。

- 7 電気設備は、危政令第9条第1項第17号が適用されることにより、電気設備に関する技術上の基準を定める省令 (以下「電設基準」という。) に基づき設置される電気設備の種類、防爆構造の種別若しくは記号及び個数を記入する。ただし、電気設備が多岐にわたる場合等は、総合的に捉えて、「電気工作物に係る法令のとおり設置する。」と記入することができる。

- 8 避雷設備は、J I S A - 4 2 0 1 で示される保護手法 (回転球体法、保護角法、メッシュ法) 及び受雷部 (突針、水平導体、架空地線、避雷導体) を記入する。

なお、他の建築物等に設置されている避雷設備の保護範囲内であるため、製造所等に避雷設備を設置しない場合は、括弧書で他の建築物等の名称及び避雷設備の概要を記入する。

- 9 通風、冷房装置等の設備は、危政令第9条第1項第15号の規定により設置される通風又は冷房等の設備の概要を記入する。

- 10 消火設備は、貯蔵所に設置される消火設備について、危政令別表第5に規定する区分、設備名、設置数等を記入する。

(例) 第3種消火設備 (二酸化炭素消火設備) 全域

第4種消火設備 (大型〇〇消火器20kg) 1個、第5種消火設備 (〇〇消火器10型) 5個

- 11 警報設備は、危規則第37条に規定する区分のうち、製造所等に設置されるものを記入する。

- 12 工事請負者住所氏名は、工事請負者の住所、氏名 (法人は、主たる事業所の所在地、法人名及び担当者名) 及び連絡先の電話番号を記入する。